平成元年四月印刷

守口都市計画図

（都市施設／用途地域／高度利用地区／防火・準防火地域／特別業務地区・特別工業地区）

平成元年３月３日府告第259号
（用途地域）
昭和57年12月15日市告第226号
（高度利用地区）
昭和57年12月15日市告第227号
（防火・準防火地域）
昭和48年６月１日市告第101号
（特別業務地区）
平成元年３月３日市告第33号
（特別工業地区）

建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建物の用途制限概要表

区分	例示	第二種住専地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
住宅	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿						
	兼用住宅（住宅で事務所、店舗、作業場等を兼ねるもの）						
学校公益施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校						×
	図書館、博物館						
	神社、寺院、教会						
	養護老人ホーム、託児所、公衆浴場、診療所						
	巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局						
	大学、高等専門学校、各種学校						×
	病院						×
商業・娯楽施設・その他	物品販売を営む店舗（百貨店を含む）飲食店	×					
	上記以外の店舗、事務所、公会堂	×					
	ホテル、モーテル、旅館	×					×
	ボーリング場、スケート場、水泳場	×					
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場	×					
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×			×
	料理店、バー、キャバレー、ダンスホール	×	×	×			×
	営業用倉庫	×	×				
	床面積50㎡をこえる車庫	×	×				
工場	自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎	×					
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場等で一定規模以下のもの						
	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの	×					
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの	×	×				
	作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	×	×	×	×		
	危険性が大きいか、又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	
危険物	火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	×				
	火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	
特殊施設	卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場	（都市計画において位置を決定したものなど）					

■ 建築できるもの　× 建築できないもの（ただし特別の許可を受けて建てられる場合があります）

凡例

	都市計画道路		
	他市の都市計画道路		
	都市計画公園		
	第二種住居専用地域	建ぺい率60%	295ha
	住居地域	建ぺい率60%	488ha
	近隣商業地域	建ぺい率80%	52ha
	商業地域	建ぺい率80%	20ha
	準工業地域	建ぺい率60%	289ha
	工業地域	建ぺい率60%	26ha
		計	1,170ha
20 ～ 60	容積率（延べ床面積の敷地面積に対する割合20/10～60/10を表わす。）		
	用途地域別境界		
	道路（計画道路を含む）の境界から25m,50m後退した用途地域別境界		
	容積率境界		
	道路（計画道路を含む）の境界から25m後退した容積率境界		
	防火地域		14.0ha
	準防火地域		94.7ha
	高度利用地区		7.8ha
	特別業務地区		30.9ha
	特別工業地区		26.0ha
	市街化調整区域		

（注）
都市計画区域（全市域　1,313ha）
市街化区域（市街化調整区域を除く全域　1,178ha）
市街化調整区域（淀川　135ha）

この地図は、大阪府の承認を得て１／2,500図（昭和61年測量）を縮小編纂したものである。

1:10,000
0　100　500　1000m

株式会社パスコ調製

守口市